

## 第9章 中間処理・最終処分

1.	中間処理及び最終処分について
2.	中間処理
3.	最終処分

### 1. 中間処理及び最終処分について

#### 【実施事項】

中間処理及び最終処分に当たっては、一時保管等の措置を行うことによって基本的に平常時と同様の技術的処理体制で臨むこと。

#### 【解説】

中間処理及び最終処分に当たっての障害は、「時間」と「場所」に集約される。可及的速やかな日常生活への復旧のため、現地からの災害廃棄物処理も速やかに行うことが要求される。

しかしながら、中間処理及び最終処分は石綿の飛散防止に係る最終工程であり、不適切な処分によって災害復興後にも石綿が飛散する恐れが残ることのないよう、適切に処分する必要がある。

従って、中間処理及び最終処分に当たっては、「場所」を確保し一時保管等の措置を行うことによって、処分までの「時間」を確保することによって、処分後に石綿の飛散するおそれのないように適正に行うこと。なお、原則として、中間処理及び最終処分における技術的実施事項は、平常時と同様とする。

#### 【参考】

過去の事例として、新潟県中越地震では、廃棄物の処理について、生活環境に支障を及ぼさないと認められる範囲において、施設の稼働時間を通常より延長することを認めることにより、通常の処理能力に相当する廃棄物の保管量に加え、延長時間の処理能力に相当する廃棄物の保管をすることが可能となる措置が取られた。

## 2. 中間処理

### 【実施事項】

廃石綿等及び石綿含有廃棄物の中間・無害化処理は、関係法令並びに通知等に従い、許可又は認定を受けた施設において適切に実施すること。

### 【解説】

廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理に関する通知等の主要なものを表 9.1 に示した。

また、最新の技術動向を把握し、可能であれば無害化についても検討することが望ましい。

## 3. 最終処分

### 【実施事項】

廃石綿等及び石綿含有廃棄物の最終処分に当たっては、関係法令並びに技術上の基準等に従い適切に処理すること。

### 【解説】

廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処分に関する通知等の主要なものを表 9.1 に示した。

表 9.1 処分に係る通知等

1.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知） 平成 18 年 9 月 27 日 環廃対発第 060927001 号 環廃産発第 060927002 号
2.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（通知） 平成 18 年 8 月 9 日 環廃対発第 060809002 号 環廃産発第 06080904 号
3.	廃石綿等処理マニュアル（暫定） 平成 17 年 8 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
4.	非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 平成 17 年 3 月 30 日付 環廃産発第 050330010 号 通知 飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について 別添